

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間

2. 内容

«（女）女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供»

目標1：女性の中途採用実績を30%以上とする。

【対策】

- ・2025年10月～ 女性専用求人サイトへの求人掲載を開始する。

«（次）・（女）職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備»

目標2：男性社員の育児休業取得率を50%以上とする。

【対策】

- ・2025年10月～ 育児休業制度の社内周知リーフレットを対象社員に個別に案内し、取得促進の働きかけを行う。
- ・2025年9月～ 育児休業取得予定者及び取得者について月1回共有し、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の醸成を図る。

«（次）・（女）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備»

目標3：従業員全体の年次有給休暇取得率を80%以上とする。

【対策】

- ・2025年4月～ 有給休暇を取得しやすい職場環境とするため有給取得奨励日を設け、法定の年5日を上回る年7日以上を取得を推奨する。